

群馬大学共同教育学部研究生規程

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部における研究生に関する必要な事項は、群馬大学学則及び群馬大学共同教育学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 研究生として入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法による大学卒業者

(2) 旧大学令による大学卒業者及び旧専門学校令による専門学校卒業者

(3) その他教授会で適当と認められた者

(入学志願)

第3条 研究生として入学を志願する者は、所定の願書及び履歴書を学部長を経て学長に提出しなければならない。

(入学許可)

第4条 研究生の入学は、当該研究室に支障がない場合に限り教授会の議を経て学長がこれを許可する。

(研究期間)

第5条 研究生の入学の時期は月の始めとし、研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間は年度を超えないものとする。

2 研究期間については、事情により延長を許可することがある。この場合は所定の延長願を期間満了1か月前に提出しなければならない。

(退 学)

第6条 研究生が研究期間満了前に退学しようとするときは、所定の退学願を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。